

○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則 (抜粋)

平成13年12月21日規則第140号

(健康有害物質)

第 6 条 条例第 2 条第 9 号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名 E P N) に限る。)
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 6 価クロム化合物
- (6) ひ素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1,2-ジクロロエタン
- (14) 1,1-ジクロロエチレン
- (15) 1,2-ジクロロエチレン
- (16) 1,1,1-トリクロロエタン
- (17) 1,1,2-トリクロロエタン
- (18) 1,3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 塩化ビニルモノマー
- (28) 1,4-ジオキサン

一部改正 [平成14年規則25号・25年14号]

：今回改正案により、検知管式ガス測定器による測定が可能な対象物質に追加する物質